

**建築確認申請を
指定確認検査機関へ提出予定の
事業者の皆さまへ**

建築確認のご相談は 指定確認検査機関へ

**～建築確認申請に関連する法令解釈のご相談は
申請予定の指定機関をお願いします～**

現在、新潟市における建築確認申請については、民間機関である指定確認検査機関（以下「指定機関」）がほとんどの申請を審査しています。

一方で、この指定機関への申請内容に関する相談の多くは、新潟市にも寄せられており、窓口の混雑、問い合わせに対する回答の遅延、さらには相談いただいた方を通じて指定機関へ市の考えを伝えることにより行き違いのトラブルとなる事案など、結果的に申請者等の皆さまへご不便、ご迷惑をおかけしている状況です。

このような状況を鑑み、より確実に迅速な審査を官民協働で実現していくために、今後、建築確認申請に関連する法令解釈の相談は、申請する予定の指定機関にさせていただくことを原則とすることといたしました。（指定機関が判断に苦慮する場合は、建築基準法第 77 条の 32 に基づき指定機関から市へ直接問い合わせます。）

事業者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力をいただけますようお願いいたします。

令和 5年 9月 15日

新潟市建築部建築行政課